

## 改正道路交通法（準中型免許制度）に関する留意点について

平成 29 年 3 月 12 日から準中型免許制度が導入されましたが、依然として、会社車両やレンタカー等、普段運転していない車両を運転する際に、無免許運転となるケースが多く見られます。

下記の内容を参考に、取得している運転免許で運転できる自動車以外の自動車を運転することのないよう注意を払ってください。

### 【無免許運転にならないための確認ポイント】

- ① 必ず**運転免許証**と**自動車検査証**を確認し、運転可能な車種であるか確認すること。
- ② 運転可能な車種かの判断は、**車両総重量**と**最大積載量**と**乗車定員**の3点であること。
- ③ 8トン限定中型免許や5トン限定準中型免許の免許条件は、**車両総重量**についてのものであり、**最大積載量**や**乗車定員**については別途条件があること。
- ④ 運転免許証の**取得年月日**を確認し、保有する運転免許区分を確認すること。

8トン限定中型免許の場合  
(H19年6月1日以前に取得した普通免許)



5トン限定準中型免許の場合  
(H19年6月2日～H29年3月11日に取得した普通免許)



※H29年3月12日以降に更新した



※H29年3月12日以降に更新していない

準中型免許の場合  
(H29年3月12日以降に取得した準中型免許)



普通免許の場合  
(H29年3月12日以降に取得した普通免許)



### ○ 免許区分と運転可能車種

免許区分	運転可能車種	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型免許		11 t 以上	6.5 t 以上	30人以上
中型免許		11 t 未満	6.5 t 未満	11人以上29人以下
8 t 限定中型免許 (H19年6月1日以前に取得した普通免許)		8 t 未満	5 t 未満	10人以下
準中型免許 (H29年3月12日以降に取得した準中型免許)		7.5 t 未満	4.5 t 未満	
5 t 限定準中型免許 (H19年6月2日～H29年3月11日に取得した普通免許)		5 t 未満	3 t 未満	
普通免許 (H29年3月12日以降に取得した普通免許)		3.5 t 未満	2 t 未満	

車種を表示した「シールの車内貼付」、「エンジンキーへのタグ取付」などで防止しましょう